

亀山市告示第 1 1 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 3 0 年 7 月 2 5 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2 1 3 5 8
- 3 路線名 下白木 8 号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
白木町字岡垣内 3 1 7 8 番 6 地先から白木町字岡 垣内 3 2 8 6 番 2 地先ま で	旧	1 9 . 3 3	最小	6 . 7 3
			最大	7 . 9 4
	新	1 9 . 3 3	最小	6 . 7 3
			最大	1 6 . 8 5